

財団法人公明文化協会寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人公明文化協会(以下、「協会」という。)という。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都新宿区大京町3番地ウイーン四谷内に置く。

(目 的)

第3条 協会は、生命の尊厳と自由と平等を基調とする人間性尊重の中道主義並びに日本国憲法の基本原理たる平和・人権・民主の各理念それぞれの高揚と普及に努めるため、各種調査・研究をはじめ講演会の開催を通じて国民各層に政治教育、社会教育を実施し、もって国民生活の向上、文化の発展並びに議会制民主主義の確立に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)政治、経済、文化などに関する調査研究会、講演会その他の集会を開催すること。
- (2)国民生活の向上、文化の発展と健全な議会制民主主義の確立を目指す政党に対する意見の開陳と資金的協力を行うこと。
- (3)市民相談など国民から相談を受ける事業を実施すること。
- (4)刊行物等の発行及び啓蒙宣伝を行うこと。
- (5)その他、協会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)財産目録に記載された財産
- (2)寄附金品
- (3)資産から生ずる収入
- (4)事業に伴う収入
- (5)賛助会費
- (6)その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2)基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3)理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務大臣の承認を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 協会の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2箇月以内に収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を定め、これを執行することができる。

2 前項の規定により定めた暫定予算は、理事会において承認を得なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第12条 協会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終る。

第3章 役員及び事務局

(役員の種類)

第13条 協会に、次の役員を置く。

(1)理事 5名以上11名以内

(2)監事 2名

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、代表理事1名、専務理事及び常務理事各若干名を定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 監事は、協会の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 代表理事は、協会を代表し、業務を統括する。

2 専務理事は、代表理事を補佐して常務を掌理し、代表理事に事故あるとき、又は

代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 常務理事は、専務理事を補佐する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1)財産の状況を監査すること。
 - (2)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3)財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は主務大臣に報告すること。
 - (4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(事務局)

第18条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及びその他の職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局長は、理事をもってあてることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)事業計画の決定
- (2)事業報告の承認
- (3)その他、協会の運営に関する重要な事項

(招集)

第21条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第22条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第25条 理事は、やむを得ない理由のため、理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)会議の日時及び場所

(2)理事の現在数

(3)会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4)議決事項

(5)議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、出席理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名しなければならない。

第5章 評議員会

(設置)

第27条 協会に評議員会を置く。

(構成及び選任)

第28条 評議員会は、評議員5名以上11名以内をもって構成する。

2 評議員は、理事会で選任し、代表理事が委嘱する。

3 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(任期)

第29条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、評議員に準用する。この場合においては、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(審議事項)

第30条 評議員会は、次の事項を審議する。

- (1)事業計画及び収支予算に関すること。
- (2)事業報告及び収支決算に関すること。
- (3)基本財産の処分及び長期借入金に関すること。
- (4)第1号及び前号に定めるものを除くほか、あらたな義務の負担及び権利の放棄に関すること。
- (5)その他理事会で必要と認めた事項

(招 集)

第31条 評議員会は、代表理事が招集する。

- 2 評議員会を招集する場合には、評議員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(会議の運営)

第32条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

- 2 第23条から第26条までの規定は、評議員会に準用する。この場合においては、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 賛 助 会 員

(賛助会員)

第33条 協会の目的に賛同する者は、賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員となろうとする者は、別に定めるところにより、代表理事に届け出なければならない。

(賛助会費)

第34条 賛助会員は、別に定めるところにより、賛助会費を納めなければならない。

(除 名)

第35条 賛助会員が、この寄附行為に違反し又は協会の品位を傷つけたときは、理事会の議決によりその者を除名することができる。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得て、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得て、かつ、主務大臣の認可があったときに解散する。

- 2 解散後の残余財産は、理事会の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て、公明党に寄附するものとし、公明党は協会と類似の事業に供するものとする。

第8章 雑 則

(委 任)

第38条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この寄附行為は、協会の設立許可の日から施行する。
2. 協会の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、昭和63年12月31日までとする。
3. 協会の設立当初の評議員は、第28条第2項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、第29条第1項の規定にかかわらず、昭和62年12月31日までとする。
4. 協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条、第20条及び第30条第1号の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。
5. 協会の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和62年12月31日までとする。
6. この寄附行為の一部変更は、平成14年12月13日から施行する。
7. この寄附行為の一部変更は、平成16年12月17日から施行する。
8. この寄附行為の一部変更は、平成20年3月3日から施行する。